

処 分 基 準

令和 5 年 7 月 13 日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第 3 5 条の 4 第 2 項
処 分 の 概 要：接客業務受託営業の停止命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法施行令第 2 8 条（政令で定める重大な不正行為）
処 分 基 準：別紙 2 のとおり
問 合 せ 先： 警察本部生活安全部生活安全企画課風俗営業係（電話0952-24-1111、内線3035） 事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：